

1. 生産現場の強化

我が国の農業構造の現状についてみると、農地流動化が毎年着実に進展し、その結果、平成 22 年においては、既に 20ha 以上の経営体が土地利用型の農地の約 3 割をカバーするとともに、担い手の利用面積（所有権又は賃借権等の集積面積）は、農地面積全体の約 5 割となっている。また、法人経営体数は、この 10 年で 2 倍に増加するとともに、法人経営体及び家族経営体の大規模化が進んでいる。このように、我が国の農業構造はこれまでにかなり変化してきている。

一方で、我が国農業を支える農業従事者の高齢化が進行し、平成 24 年における基幹的農業従事者の平均年齢は 66 歳を超えており、65 歳以上の高齢者が占める割合が約 6 割を超え、世界的にも高齢化が突出している。また、耕作放棄地の面積は、高齢者のリタイア等に伴って、拡大し、この 30 年間で 3.2 倍に増加しており、平成 22 年時点では 39.6 万 ha となっている。特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分にのぼっている。このように、我が国農業には、農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった構造改革の大きな節目が到来している。

我が国農業が大きな転換点を迎える中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするため、農業の構造改革を加速化する必要がある。

重点事項1：農地を集積し8割を担い手へ

(1) 目標

10年後に、担い手が利用する面積を全農地面積の約5割から8割に拡大する。

(2) 具体的施策

① 農地の集積・集約に向けた農地中間管理機構関連法の制定等

- ・ 都道府県段階に農地中間管理機構（農地集積バンク）を整備して、都道府県のコントロールの下に、適切に構造改革を推進。
- ・ 農地流動化はリース方式を基本とし、機構は、出し手から借り受けた農地を、規模拡大や分散錯囲の解消に配慮して、法人や企業等の新規参入者を含めた担い手に転貸。必要な場合には、機構が基盤整備を行い、担い手の利用条件を整備して貸付け。
- ・ 併せて、農地流動化対策関連の予算についても、機構経由の賃貸借に集中するとともに、地域における農業者の話し合いを従来以上に強力に推進し、法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで進める。
- ・ また、農地中間管理機構の整備に併せ、耕作放棄地対策の対象を耕作放棄地予備軍まで拡大するとともに、耕作放棄地の裁定（利用権設定）に至る手続の簡素化等を行う。あわせて、農地として再利用する場合の支援等の施策を実施。
- ・ 農地台帳等を法定化し、農業委員会が農地台帳の情報を電子地図化した上で公表。

② 強い農業の基盤づくり

- ・ 担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るために、地方公共団体や土地改良区等は、農地中間管理機構とも連携しつつ、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがいや水路のパイプライン化等を実施。
- ・ また、区画整理済みの農地については、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を農業者の自力施工も活用しつつ機動的に推進。
- ・ 併せて、国土強靭化を踏まえ、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化、農村地域の洪水被害防止等の防災・減災対策を推進し、農業経営の安定を図る。

③ 農業委員会のあり方

- ・ 農業委員会については、担い手への農地集積・集約化、新規参入の推進、耕作放棄地の解消等を強力に進め地域農業の発展を図る観点から、そのあり方について、関係者の意見も聞きながら検討。

1 生産現場の強化

重点事項1：農地を集積し8割を担い手へ

【現状等】

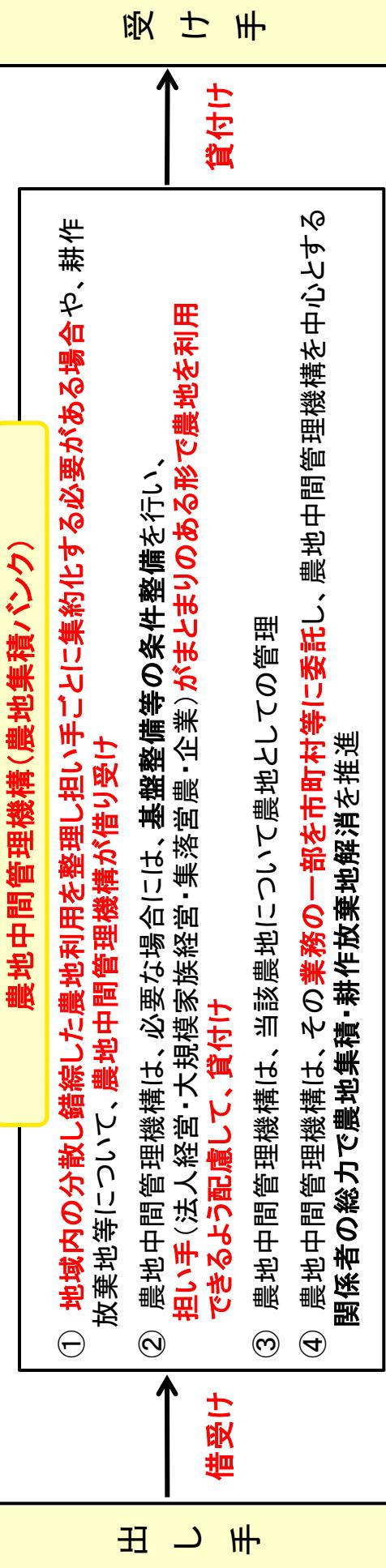
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いを中心で推進）



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となつてしている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も対策の対象とする。
○ 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化や農地として再利用する場合の支援等の施策を実施し、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
○ 農地の相続人の所在がわからぬこと等により所有者不明となつている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

3. 強い農業の基盤づくり（農地の大区画化等の基盤整備の推進）

重点事項2：生産対策・生産コスト低減対策(担い手のコメの生産コスト4割削減等)

(1) 目標

今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均（1万6千円／60kg）から4割削減する。

(2) 具体的施策

① 担い手への農地集積・集約

- ・ 重点事項1の関連施策と連携して実施。

② 大規模経営に適合した省力技術・品種の開発・導入

- ・ 研究開発コンソーシアム等へ担い手が参画することによる担い手ニーズを起点とした省力技術・品種の開発・導入。
- ・ 作期分散に資する品種や単位収量当たりの生産コスト低減に資する多収性品種等の開発・導入。
- ・ 地域の生産条件に応じた省力栽培技術（直播栽培等）の導入や作業の外部化の推進。
- ・ 圃場の効率的管理や作業手順の改善、ノウハウの継承等の効果が期待できるI C T（Information Communication Technology：情報通信技術）の活用を推進。
- ・ 畦畔管理や水管理作業の省力化技術の開発・導入。
- ・ 自給飼料生産の効率化や飼料費の低減等に向けた施策を推進。

③ 産業界と連携した生産資材費の低減

- ・ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開や耐久性の向上による農業機械の低コスト仕様化を推進。
- ・ 農業機械の交換部品の迅速供給等の故障リスクを軽減するサービスの充実等。
- ・ 土壌診断に基づく施肥量の適正化、フレキシブルコンテナの利用や鶏糞焼却灰等の未利用資源の利用による肥料コストの低減、省力化。
- ・ 発生予察による効果的かつ効率的な防除、輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な防除法の導入等による合理的な農薬コストの低減。

④ 低コスト経営への支援

- ・ 低コスト化に取り組む経営体に対して、I C Tを活用したノウハウの見える化、業務・加工用等の需要への対応（フレコン出荷、長期安定契約）の推進。

1 生産現場の強化

重点事項2：生産対策・生産コスト低減対策

ポイント

1 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに、
2 大規模経営に適合した省力栽培・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。低コスト化・高収益化に資する技術力タログを作成し、情報提供（25年度中）。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

○ 今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均（1万6千円／60kg）から4割低減し、所得を向上。

担い手への農地集積・集約等

● 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積

(参考) 米の生産コスト（23年産）
農地の大区画化、汎用化
・ 分散耕園の解消
・ 農地の大区画化、汎用化
全国平均：1万6千円/60kg
15ha以上層：1万1千円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

労動時間

18.4時間/10a→13.8時間/10a
(移植)
(直接)

費用 (利子・地代は含まれない)
103千円/10a→93千円/10a
(移植)
(直接)



鉢コートテープ種子 無人ヘリの活用も可能

ICTを活用した作業管理

作業のムダを見つけて手順を改善
(実証例)

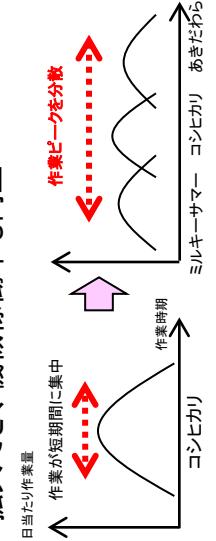
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
(播種作業時間の削減)

大規模経営に適合した品種

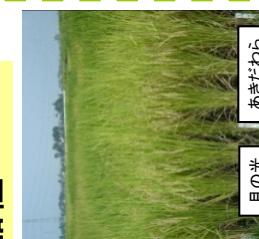
作期の異なる品種の組合せ
(参考) 1日当たり作業量
作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上

作期の異なる品種の組合せ

作業が短時間に集中
→作業ピークを分散



多収性品種



単収

530kg/10a→700kg/10a
(全国平均) (多肥栽培で単収増)

生産費

16千円/60kg(全国平均)
→13千円/60kg(試算)

生産資材費の低減

農業機械の低コスト仕様
・ 基本性能の絞り込み
・ 耐久性の向上
⇒ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
(標準モデル比2～3割の低価格化)

肥料コストの低減

土壤診断に基づく施肥量の適正化(肥料の自家配合等)
・ フレキシブルコンテナの利用(機械化による省力化等)
⇒ 土壤改良資材のフレコン利用
(20kg袋比7%低価格化)

未利用資源の活用

鶏糞焼却灰等の利用
⇒ 従来品比7%低価格化

合理的な農薬使用

発生予察による効果的かつ効率的防除
・ 輸作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
⇒ 化学農薬使用量抑制
(農薬費を1割程度低減させた産地事例あり)



合理的な農薬使用

発生予察による効果的かつ効率的防除
・ 輸作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
⇒ 化学農薬使用量抑制
(農薬費を1割程度低減させた産地事例あり)



重点事項3：多様な担い手の育成・確保

(1) 目標

- ① 10年後に、新規就農者数を定着ベースで年間1万人から2万人とし、40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大する。
 - ② 10年後に、法人経営体数を約1.25万法人から5万法人に拡大する。
 - ③ 10年後に、担い手が利用する面積を全農地面積の約5割から8割に拡大する。
- (再掲)

(2) 具体的施策

① 新規就農の促進

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの支援を措置。
- ・ 青年就農者に対する融資制度（無利子資金）について、都道府県資金から日本政策金融公庫資金に切り替えることにより、就農段階から経営発展段階まで公庫が一貫して融資。
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育を支援。

② 農業法人等が創意・工夫を發揮しやすい経営環境の整備、企業の農業参入の加速化

- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対して支援する。
- ・ 農業法人投資円滑化法に基づく法人への出資主体として、投資事業有限責任組合を追加し、法人への出資支援を強化。
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度など担い手に対する金融支援を実施。
- ・ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施。
- ・ 国家戦略特別区域法の中で、農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、農業生産法人の役員の農作業従事要件の特例等を導入。

③ 農業界と経済界の連携による先端モデル農業の確立

- ・ 先進農業者と経済界の企業等が連携プロジェクトを組んで、低コスト生産技術体系の確立、ＩＣＴを利用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発等の新たな先端モデル農業の確立に向けた取組を支援。

④ 担い手への農地集積・集約

(重点事項2 (2) ①を再掲)

⑤ 農業の成長産業化に向けた農協の役割

- ・ 農業の成長産業化に向けて、6次産業化、農産物の輸出促進等に取り組んでいく上で、販売事業等を担う農協の果たすべき役割は極めて重要である。
- ・ 農業者の所得の増加に向けて、全国レベル及び地方レベルにおいて経済界との連携を促進しつつ、農産物の販売力を抜本的に強化するなどの担い手支援機能を強化するとともに、6次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己改革を促す。
- ・ 少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、正組合員を上回る准組合員といった制度発足時とは異なる状況となっていることを踏まえ、今後の農協の在り方、役割などについて、関係者の意見も聞きながら検討。

1 生産現場の強化

重点事項3：多様な担い手の育成・確保

ポイント

担い手の育成・確保から経営発展まで、一貫した支援を実施

◆目指す姿：10年後に、以下を実現

①新規就農を定着ベースで年間1万人から2万人とし、40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大

②法人経営体数を1,25万法人から5万法人に拡大

1. 新規就農の拡大

- ① 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの支援措置
- ② 青年就農者に対する融資制度（無利子資金）については、都道府県資金から日本政策金融公庫資金に切り替え。就農段階から経営発展段階まで公庫が一貫して融資
- ③ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育の支援

2. 法人経営の拡大

- ① 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援
- ② 農業法人投資円滑化法に基づく法人への出資主体として、投資事業有限責任組合を追加し、法人への出資支援を強化

3. 担い手の経営発展

- ① 日本政策金融公庫の融資制度など担い手に対する金融支援を実施
- ② 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けて調査・検討